

市内下請の活用・資材の市内調達の評価項目についてのQ&A

市内下請の活用

Q 1 : 「市内下請の活用」における「市内業者」とは？

A 1 : 建設業法に基づく、許可上の主たる営業所(本店)が本市内にある者をいいます。
また、許可がない者の場合は、営業上の本店を本市内に有する者をいいます。
※「資材の市内調達」における「市内業者」との違いに注意してください。

Q 2 : いつの時点で下請負人が「市内業者」であることが必要ですか？

A 2 : 当該案件の技術資料提出締切日時点において「市内業者」であることが必要です。

Q 3 : 「市内下請の活用」の評価対象となる下請契約は、どのような契約ですか？

A 3 : 元請負人(受注者)と一次下請負人との契約のうち、建設業法第2条4項に係る建設工事が対象となります。したがって、交通誘導員、リース、運搬等に係る契約等は、評価対象に含まれません。

Q 4 : 市内業者である元請負人(受注者)が、市外の一次下請負人を1者、市内の一次下請負人を1者使用し、残りを自社施工する場合、「市内業者2者、市外業者1者で、市内下請率が60%以上である」として、加算点は付与されますか？

A 4 : この場合、加算点は付与されません。当該評価項目は、一次下請負人に占める市内業者数の割合が60%以上の場合に評価されますので、この場合、一次下請負人2者のうち、市内業者は1者であるため、市内下請率は50%と算定され、加算点は付与されません。

Q 5 : 同一の業者が複数工種の下請を受注する場合、業者数はどのように算定されますか？

A 5 : 業者数としては、1者として、算定されます。

<評価例>

下請工種	発注先
工種 1	A社(市内)
工種 2	A社(市内)
工種 3	A社(市内)
工種 4	C社(市外)

※このケースにおいては、全2者中、1者を市内業者として判断します。したがって市内下請率が60%未満であるため、加算点は付与されません。

Q 6 : 「市内下請の活用」についての履行確認は、どのように行いますか？

A 6 : まず、工事着手後に、下請負人通知書で、市内下請率60%以上を達成しているかを確認します。また、竣工時にも下請負人通知書や必要に応じて施工体制台帳等で、最終的な履行確認を行います。

Q 7 : 低入札価格調査等において契約締結前に、評価基準を満たす市内業者への下請発注を履行できないことが判明した場合、どのような取扱いになりますか？

A 7 : ヒアリングを行い、受注者に責任があると認める場合は、落札者としなないことがあります。

Q 8 : 竣工時に、評価基準を満たす市内業者への下請発注を履行していないことが判明した場合、ペナルティーの対象となりますか？

A 8 : 評価内容が履行されなかった場合には、当該評価項目の加算点を工事成績評定点から減点します。また、当該不履行が受注者の責任による場合には、履行義務違反の認定日(原則として工事検査確認日)から以後2年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点から2点を減点します。さらに、悪質と認められる場合は、入札参加停止等を行います。

Q 9 : 竣工時に、評価基準を満たす市内業者への下請発注が達成されているが、技術資料の提出時と業者が違っている場合(例えば、当初は「市内A業者」だったが、実際には「市内B業者」と契約していた場合)は、ペナルティーの対象となりますか？

A 9 : 評価基準を満たす市内業者への下請発注が達成されている場合(市内下請率が60%以上)であれば、技術資料の提出時と業者が違っていたとしても、ペナルティーの対象とはなりません。

Q 10 : 技術資料提出時の市内下請率と竣工時の市内下請率が違う場合は、ペナルティーの対象となりますか？

A 10 : 評価基準を満たす市内業者への下請発注が達成されている場合(市内下請率が60%以上)であれば、ペナルティーの対象とはなりません。

Q 11 : 入札参加停止中の事業者と下請契約を行うことはできますか？また、当該事業者が市内業者の場合は加算の対象となりますか？

A 11 : 入札参加停止中の事業者との下請契約はできません。よって、加算の対象にもなりませんので、当該業者を記載しないよう注意してください。

資材の市内調達

Q 1 : 「資材の市内調達」における「市内業者」とは？

A 1 : 本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者をいいます。

ただし、購入契約に係る直接の調達先の所在地が、本市内でない場合については、市内調達とみなさないの注意してください。したがって、資材販売業者が本市内に営業所等を有している場合であっても、購入契約に係る契約書や納品書に記載される直接の調達先の所在地が、本市内でない場合については、評価対象としません。

Q 2 : 資材販売業者とは、どのような業者ですか？

A 2 : 専業又は兼業で資材販売業を営む者(製造業者含む。)をいいます。

Q 3 : いつの時点で資材販売業者が「市内業者」であることが必要ですか？

A 3 : 当該案件の技術資料提出締切日時点において「市内業者」であることが必要です。

Q 4 : 指定資材は、どのように決められますか？

A 4 : 土木系工事の資材については、工事費に占める割合が高いものの中から、1～5品目程度指定します。(生コンクリート、アスファルト混合物、砕石等)

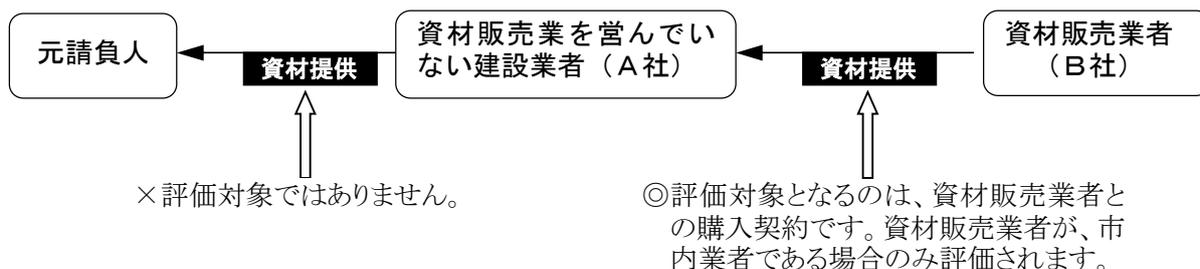
また、建築系工事の資材については、工事費に占める割合が比較的高い工種別科目に含まれる資材の中から、指定します。(建具、鉄骨等)

Q 5 : 指定資材の購入者(買主)は、元請負人(受注者)でなければならないのですか？

A 5 : 購入者(買主)は、元請負人(受注者)に限定されません。下請負人等が購入者(買主)となる購入契約であっても、評価対象とします。ただし、評価内容の履行については、元請負人(受注者)となる申請者が、一切の責任を負うこととします。したがって、使用する下請負人等が資材をどのような発注先(資材販売業者)から購入するのかが不明な場合は、当該評価項目について、技術資料の提出をしないでください。

Q 6 : 資材販売業を営んでいない知り合いの市内建設業者から資材を購入した場合は、資材の市内調達とみなされますか？

A 6 : 専業又は兼業で資材販売業を営む者との間に締結された資材購入契約が評価対象となります。したがって、資材販売業を営んでいない建設業者(下図:A社)からの資材購入契約は評価対象とはなりません。建設業者(下図:A社)の資材購入先である市内の資材販売業者(下図:B社)との資材購入契約が評価対象となります。



Q 7 : 技術評価申請書様式 ((資材の市内調達・土木系) 又は (資材の市内調達・建築系)) の「資材販売業者の商号又は名称」の欄は、資材製造元と資材販売業者が異なる場合、どちらを記載すればよいですか？

A 7 : 資材販売業者を記載してください。この場合、資材販売業者とは、専業又は兼業で資材販売業を営む者をいいます。

Q 8 : 市内業者である一次下請負人が、施工と資材の提供を同時に行う場合 (材工共の場合) に、資材の市内調達とみなされますか？

A 8 : 専業又は兼業で資材販売業を営む者との間に締結される資材購入契約を評価対象とします。したがって、その一次下請負人が、兼業で資材販売業を営む者であるときには、資材の市内調達とみなされます。

Q 9 : 提出した技術評価申請書様式 ((資材の市内調達・土木系) 又は (資材の市内調達・建築系)) において、指定資材に記載漏れ等があった場合は、どのように評価されますか？

A 9 : 記載漏れ等がある場合は、適切な評価ができないため、原則として、加算点は付与しません。「資材の市内調達に係る指定資材一覧表」に記載されている指定資材については、全て技術評価申請書様式 ((資材の市内調達・土木系) 又は (資材の市内調達・建築系)) に記載してください。

Q 1 0 : 指定資材について、自社に在庫があった場合、在庫の使用は認められますか？

A 1 0 : 市内業者の育成及び地域経済の活性化という評価項目設定の趣旨のもと、当該発注工事により、市内の資材販売業者の受注機会の確保を図る観点から、在庫の使用は評価対象として認めません。したがって、指定資材について、一品目でも在庫を使用する場合には、当該評価項目について、加算点は付与できないこととなります。

Q 1 1 : 建築系工事の資材について、同一の業者が、複数の資材の発注先になる場合、業者数はどのように算定されますか？

A 1 1 : 同一業者が複数資材の発注先となる場合は、1者として、カウントされます。

<評価例>

指定資材名	発注先
資材 1	A社(市内)
資材 2	B社(市外)
資材 3	C社(市内)
資材 4	A社(市内)
資材 5	B社(市外)

※このケースにおいては、全3者中、2者を市内業者と判断します。したがって加算点が付与されます。(建築系工事の資材についてのみ)

Q 1 2 : 資材の市内調達についての履行確認は、どのように行いますか？

A 1 2 : まず、工事着手後に、主要資材発注先名簿で、評価基準を満たす資材発注状況になっているかを確認します。また、竣工時にも、主要資材発注先名簿や必要に応じて納品書等で、最終的な履行確認を行います。

Q 1 3 : 低入札価格調査等において契約締結前に、評価基準を満たす市内業者への資材発注を履行できないことが判明した場合、どのような取扱いになりますか？

A 1 3 : ヒアリングを行い、元請負人(受注者)に責任があると認める場合は、落札者としなないことがあります。

Q 1 4 : 竣工時に、評価基準を満たす市内業者への資材発注を履行していないことが判明した場合、ペナルティーの対象となりますか？

A 1 4 : 評価内容が履行されなかった場合には、当該評価項目の加算点を工事成績評定点から減点します。また、当該不履行が受注者の責任による場合には、履行義務違反の認定日(原則として工事検査確認日)から以後2年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点から2点を減点します。さらに、悪質と認められる場合は、入札参加停止等を行います。

Q 1 5 : 竣工時に、評価基準を満たす市内業者への資材発注が達成されているが、技術資料の提出時と資材販売業者が違っている場合（例えば、当初は「市内A業者」だったが、実際には「市内B業者」と契約していた場合）は、ペナルティーの対象となりますか？

A 1 5 : 評価基準を満たす市内業者への資材発注が達成されている場合（土木系で市内調達率100%、建築系で市内業者の割合が60%以上）であれば、技術資料の提出時と業者が違っていたとしても、ペナルティーの対象とはなりません。

Q 1 6 : 建築系工事の資材について、技術資料提出時の市内業者の割合と竣工時の市内業者の割合が違う場合は、ペナルティーの対象となりますか？

A 1 6 : 上記の質問と同様、評価基準をみたす市内業者への資材発注が達成されている場合（市内業者の割合が60%以上）であれば、ペナルティーの対象とはなりません。

Q 1 7 : 入札参加停止中の事業者に対して資材発注を行うことはできますか？また、当該事業者が市内業者の場合は加算の対象となりますか？

A 1 7 : 入札参加停止中の事業者に対して資材発注を行うことは可能です。
また、当該事業者が市内業者の場合は、加算の対象となります。